

情報通信審議会 総会（第33回）議事録

1 日時 平成26年12月18日(木) 13時00分～14時18分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

西田 厚聰（会長）、相田 仁、青木 節子、浅沼 弘一、石戸 奈々子、
清田 瞭、近藤 則子、鈴木 陽一、須藤 修、谷川 史郎、知野 恵子、
中山 弘子、新美 育文、野間 省伸、服部 武、廣崎 膨太郎、
藤沢 久美、前田 香織、三尾 美枝子、村本 孜、山内 弘隆、
吉田 進（以上22名）

(2) 総務省

高市総務大臣、桜井総務審議官、阪本総務審議官、福岡官房長、
今林官房総括審議官、武井官房総括審議官

(情報通信国際戦略局)

鈴木情報通信国際戦略局長、野崎技術政策課長

(情報流通行政局)

安藤情報流通行政局長、南政策統括官

(総合通信基盤局)

吉良総合通信基盤局長、吉田事業政策課長、竹村料金サービス課長、
河内データ通信課長、吉田消費者行政課長

(3) 事務局

巻口情報通信国際戦略局参事官

4 議 題

(1) 答申事項

- ① ドメイン名に関する情報通信政策の在り方

【平成 25 年 10 月 1 日付 諮問第 20 号】

- ② 2020 年代に向けた情報通信政策の在り方

ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー

【平成 26 年 2 月 3 日付 諮問第 21 号】

(2) 議決事項

特別部会の廃止について

(3) 諮問事項

新たな情報通信技術戦略の在り方

【平成 26 年 12 月 18 日付 諮問第 22 号】

(4) 報告事項

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

開 会

(西田会長) それでは、ただいまから、情報通信審議会 総会 第33回を開催いたします。

本日は、現時点で委員30名中20名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本会議の様子は、インターネットにより中継しておりますので、あらかじめご了承ください。

本日は、後ほど高市大臣にもご出席いただく予定となっております。また、その際、テレビ撮影も予定しておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項2件、議決事項1件、諮問事項1件、報告事項1件でございます。

答申事項

ドメイン名に関する情報通信政策の在り方

(西田会長) 初めに、諮問第20号「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」につきまして、審議いたします。

本件につきましては、情報通信政策部会及びドメイン名政策委員会におきまして、精力的な調査・審議をしていただき、このたび答申案をとりまとめていただきました。

それでは、情報通信政策部会長の須藤委員から、答申案のご説明をお願いいたします。

(須藤委員) はい。ご指名いただきました須藤でございます。よろしくお願いいたします。答申案のポイントについて私から説明をさせていただきます、詳細は事務局より説明させていただきます。

まず、お手元の資料33-1-1概略版の3ページ目、検討における要点が4つございます。

第1の論点として、「.jp」の信頼性の確保の観点から、管理・運営体制の在り方の検討。それから第2の論点として、透明性の確保の観点から「.jp」の透明性についての検討。それから第3の論点として、我が国における新しいgTLDのレジストリが登場していることから、これについての検討。それから、第4の論点として、DNSは、トップレベルドメインのDNSサーバーのみではなく、個々のドメイン名のDNSサーバーが一定の信頼性を確保して、継続して稼働することでIPアドレスへの変換等ができます。このため、DNSの信頼性としてトップレベルドメインより下位のドメイン名

についての検討。以上の4点について、議論をしていただきました。

次に、5ページ目をご覧いただきたいと思います。第1の論点であります「.jp」の信頼性についてでございます。(3)信頼性確保に係る規律の在り方について、四角で囲んだ部分をご覧いただきたいと思います。

情報通信政策部会では、1 利害関係者や民間主導による目標・基準の設定、2 国とJPRSとの契約、3 法律による規律、以上の3つの方法の比較検討を行ってまいりまして、それぞれにメリット、デメリットがある旨を示しました。そして、仮に法律による規律を行う場合でも民間主導が原則であること、それから、国際ルールに配慮されたものであること、の2点が守られることが前提と考えております。

次に、6ページ目をご覧いただきたいと思います。第2の論点である「.jp」の透明性についてでございます。会社情報等の情報開示の在り方について、四角で囲んだ部分をご覧いただきたいと思います。

事業・サービスの継続性・安定性に支障のない範囲で、経営の実態等を示す財務情報などの開示の充実を行うことが適当と考えております。また、経営の実態等を示す財務情報など、事業継続性・安定性の予見可能性が確保されるという観点から、有価証券報告書等の上場企業並みの開示が想定されると結論づけております。

「.jp」以外のドメインに関する第3及び第4の論点については、同じく6ページ目、4 インターネットの特殊性等への対応について、四角で囲んだ部分をご覧いただきたいと思います。

gTLDの拡大を受けて、JPRS以外にも、我が国のトップレベルドメインのレジストリが登場すること。また、ドメイン名からIPアドレスへの変換、名前解決においては、TLDだけでなく、すべてのレベルのDNSサーバーが継続的に稼働することも必要としており、これらについて法律による規制を課す場合は、対象範囲は、国民生活や社会経済活動への影響度の大きいものに限るなど、その範囲は必要最小限度とすることが必要である。また、利用環境等の変化に機動的に対応できるような制度設計が必要としております。

以上が、答申案におけるポイントでございます。

昨今の私の身近な感覚で言うと、サーバーのセキュリティを突く攻撃が多くなっているように思います。私が所属している情報学の分野の学会のサーバーも、11月に、外国からのアタックだと思えますけれども、乗っ取られていることが発覚したと学会事務局から連絡がありました。

また私は、11月OECDの会議に出るためにロンドンに滞在しましたがけれども、クレジットカード番号が不正使用されて、それからアップルIDも不正に利用されているからサービスを停止するというメールが来まして、そのホテルが契約しているISP事業者のサーバーがどうもやられているなど思いました。ただ、これが当たり前になりつつある。

相当なアタックが今までロンドンに行っていたと思うのですが、東京オリンピック等を考えますと、東京にも結構仕掛けてくると思いますので、ドメイン管理等については慎重に、サーバー管理も関係しますけれども、考えておかなければならないだろうと思います。

ここからの詳細は、事務局からご説明をお願いいたします。
(河内データ通信課長) 事務局でございます。引き続き資料33-1-1に沿いまして、詳細のご説明をいたします。

1 ページ目をご覧ください。第1章 我が国のインターネットの普及とDNS、ドメイン名システムのことですが、DNSの現状でございます。1の我が国のインターネットの普及については割愛させていただきまして、2の我が国のドメイン名の普及状況についてです。

2014年2月現在の推計で、我が国のドメイン名の登録数は約490万件。その内、約3割の136万件が、JPRSの提供する「.jp」ドメインとなっております。また、株式会社GMOは、レジストラとしてJPドメインの41%、すべてのgTLDの94%を登録しております。

次に、3番の最近の新たな動きでございます。

従来「.com」、「.net」等のgTLDと申しますのは、22種類に限定されておりましたが、2011年にICANNが新たなトップレベルドメイン導入ルールを承認した結果、新たなgTLDが大幅に増加する傾向にございます。我が国からも、69件の新gTLDが申請されており、順次サービスが開設されているところでございます。

第2章、諸外国におけるccTLDの管理・運営体制の現状です。ここで5か国を例に挙げてございます。まず、米国におきましては、商務省がccTLDの管理・運営を行う企業を公募により募集し、委任契約により当該企業を監督するという構成になっております。次に、英国、フランスの2国におきましては、法律に基づいてccTLDの管理・運営事業者に対して一定の規律を行っております。4番目のドイツにおきましては、共同組合組織であるDENICという組織が、ccTLDの管理・運営を行っております。最後にブラジルでございますが、インターネット運営委員会という組織を1995年に設立しまして、この組織が、ccTLDの管理・運営を含む国内すべてのインターネットサービスに関する取り組みの調整等を行っております。

このように各国の取り組みは様々でございますが、ご参考まで、1ページの右下の図表3により多くの国についての状況をまとめてございます。

2 ページ目をご覧ください。第3章 我が国のDNSの管理・運営体制の現状と在り方でございます。

まず1番目は、我が国の管理・運営体制の現状について、まとめてございます。

(1) ICANNの概要とレジストリとの関係、これは、世界中のインターネット資源

の調整・管理を行う ICANN からドメインのエンドユーザーであるドメイン名登録者に至るまでの契約関係を、ごく簡単にまとめたものでございます。

まず①の ICANN の概要でございます。ICANN は、1998 年に米国カリフォルニア州に設立されました民間の非営利公益法人でございます。米国商務省との間の IANA 契約に基づきまして、IP アドレスあるいはドメイン名等のインターネット資源の調整・管理等を行っております。

続きまして、ICANN とレジストリとの関係でございます。ICANN が、ccTLD や gTLD といったトップレベルドメインの管理・運營業務をレジストリに委託をしております。我が国の ccTLD であります JP につきましても、1986 年に、ドメイン名政策委員会の主査をしていただきました村井専門委員に、IANA から管理権限を委任されたのが始まりでございます。

その後、JP の管理・運営は、当時の名前で JNIC、現在は名称変更して JPNIC に変わっておりますが、JPNIC に移管されまして、さらに 2002 年に JPRS に移管されて現在に至っております。現状、JP ドメインの管理・運營業務は、ICANN と JPRS の間で締結した ccTLD スポンサー契約に基づいて委任される形になっております。

最後にレジストリ、レジストラ及びドメイン名登録者の関係でございますが、レジストラがレジストリの委託を受けて、エンドユーザーであるドメイン名登録者に登録申請等の代行サービスを提供する、このような関係になってございます。

3 ページ目をご覧ください。(2) は、JP ドメインを管理・運営する JPRS における信頼性と透明性の確保に向けた現状の取り組みについて、まとめたものでございます。

まず、①の信頼性でございます。JPRS におきましては、信頼性確保のためにエスクローエージェントとの契約、24 時間有人監視体制、DNS サーバーの多重化・分散配置などを実施しております。更には、JPNIC と JPRS の間の移管契約、これは、JP の管理業務を JPNIC から JPRS に移管した時に結んだ契約ですが、この移管契約に基づきまして、JPRS の業務運営の安定性については、JPNIC と総務省が監視・監督することになっており、不測の事態が発生した場合の業務改善、勧告、あるいは再移管等々の手続につきましても、先ほど申し上げました移管契約に定められているところでございます。

次に②の透明性の確保でございます。JPRS の運営ポリシーについて議論する JP ドメイン名諮問委員会という外部の有識者を集めた会議の設置、あるいは、ホームページ上での会社情報の開示などを、現状実施しているところでございます。

続きまして、我が国の管理・運営体制に関する論点でございますが、論点 1 から論点 4 までは、先ほど須藤部会長からご説明いただいたとおりでございますので、説明は割愛いたします。

4 ページ目をご覧ください。第 4 章 我が国の管理・運営体制における論点の考え方と

方策でございます。

まず1番目に検討に当たっての基本的な考え方ですが、2点ございます。今後も民間の活力がなくなる方法で行うということ。もう1点は、グローバルな議論に配慮すること。この2点を、検討に当たっての基本スタンスとしております。

また、インターネットをめぐる国内外の様々な議論の場で、マルチステークホルダープロセスというものについて多くの期待が寄せられているということから、マルチステークホルダープロセスの活用ということにも配慮すべきとしております。

次、第1の論点、信頼性の確保についての考え方でございます。

まず前提としまして、これまでJPRSの取り組みによるサービス停止等の事例はないということで、JPRSのこれまでの運営実績は、高く評価できるとしております。その上で、その信頼性をさらに確かなものにするために、5つの論点について検討しております。その1点目でございますが、国の役割とJPRSによる自主的な役割を明確に整理することにより、JPRSによる自主的な取り組みを確保しつつ、経営破たん等の著しい支障が生じた場合の担保措置を実現できる体制が望ましいとしております。

2点目でございますが、登録の一意性の確保という点につきまして、JPRSの現状の取り組みを継続していくということで、新たな措置は不要としております。

3点目は、不当な差別的取扱いの禁止でございます。JPドメインは非常に公共性の高いサービスでありますので、その利用機会の公平性の確保ということが重要でございますが、現状では、先ほど申し上げました、スポンサー契約等々の中にそれに関する禁止事項というものがございますので、今後こういった不当な差別的取扱いの禁止について何かの形で明確化を図ることが必要ではないかとしております。

5ページ目をご覧ください。4点目の論点でございます。ここでは、レジストリとしてのガバナンスについて検討しております。先ほど透明性のところで申し上げました、JPRSが運営ポリシーを作成するに当たりましては、インターネットユーザー等々を構成員とするJPドメイン名諮問委員会での意見集約を踏まえてJPRSが決定しておりますが、より幅広い外部意見を反映する、あるいは一層の客観性を確保するといった観点から、当該諮問委員会のメンバーに、政府からのメンバーも追加すべきではないかとしております。

最後の5点目でございますが、再移管スキームをはじめとするJPRSを監督するに当たっての総務省などの国の業務が、現状では、これも先ほど説明しました移管契約というJPRSとJPNICという私人間の契約で規定されておりますので、この点の改善について検討が必要であるとしてございます。

信頼性確保に係る今後の規律の在り方としましては、先ほど須藤部会長からご説明いただきましたとおり、まず①としまして、民間主導による目標・基準の設定、②国とJPRSとの間の契約による規律、③法律による規律という3つの方法について比較検討を行ってまいりました。

3つの方式それぞれにメリット、デメリットがございますが、民間主導が原則であること、ICANN等のグローバルなルールに配慮されたものであることの2点が守られる場合には、法律による規律ということも選択肢の1つになり得るという提言をいただいているところでございます。

次に、四角で囲んだ部分の下2行でございますが、先ほど申し上げました3つの方式いずれの場合でありましても、信頼性の基準を作る必要がございますが、その際は、民間主導の原則によりまして、JPRSが基準を作成することが望ましいとしております。また、その作成に当たりましては、利害関係者によるオープンな議論の場、これは先ほど申し上げましたマルチステークホルダープロセスということでございますが、こうした利害関係者によるオープンな議論の場を設け、JPRSがその場における検討結果を尊重することが望ましいとしてございます。

6ページ目をご覧ください。第2の論点、透明性の確保についてでございます。ページ中ほどの四角で囲んだ部分でございますが、これは先ほど須藤部会長からご説明いただいたとおりですので、説明は割愛させていただきます。

次に、第3及び第4の論点でございますが、これにつきましても、先ほどの須藤部会長のご説明に付け加える点はございませんので、説明は割愛させていただきます。

7ページ目をご覧ください。5としまして、インターネットガバナンスの議論の場についてです。先ほど申し上げました信頼性の基準を作るに当たってのマルチステークホルダーによる議論の場でございますが、こういった多様な主体に開かれた議論の場といたしますのは、例えば信頼性ですとか透明性の基準の議論だけではなく、広くインターネットガバナンスを議論する場としても非常に活用可能であるということで、こういった場を作るということで、JPNICもしくは総務省において、体制作りについて検討をするべきとしております。

6番については説明を割愛させていただきます。

8ページをご覧ください。このページは参考としておりますが、法律による規律も、一定の条件のもとで選択肢の1つになり得るという提言をいただいておりますので、法律により規律する場合の留意点を、参考としてまとめたものでございます。1から3まではやや立法技術的な内容でございますので割愛させていただきます、4についてご説明いたします。

まず(1)でございます。信頼性確保に当たりましては、繰り返しになりますが、民間主導の原則のもと自主基準とすべき旨は、既にご説明したとおりですが、その規律の実効性を確保するためには、当該自主基準についての遵守命令あるいは変更命令等の担保措置を併せて検討すべきとしてございます。

次に(2)でございますが、これは重大な事故が起こった場合の事後的な対応としまして、何がしかの報告義務あるいは業務改善命令等々の事後的な措置の検討が必要であるとしてございます。

事務局からの補足説明は、以上でございます。

(西田会長) はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からご意見、ご質問をいただければと思います。どなたからでもよろしゅうございます。はい、どうぞ。

(前田委員) 前田でございます。

ドメイン名は、今はもうインターネットにはなくてはならないものですから、無線通信の周波数と一緒に、世界の重要な資源だと思います。そういう意味で、先ほど須藤委員からもありましたように、安全にうまく管理していかなくてはならないということで、国が関心を持ってバックアップするという体制を検討してくださっているというのは、非常にありがたいことだなと思いますし、今後、日本にとっても重要なことだと思います。

ただ、世界で使っているものですので、今回の答申案の中にたくさん書いてございますけれども、日本固有ではなくグローバルな視点をとということと、それから、今までうまく自主性を持った形で運営しておられますし、資源である一方で、ドメイン名はブランドイメージにもなっていて、ビジネス戦略等にも関わってまいります。民間の活力が失われまいよということと、提言にもございましたけれども、慎重に検討していただきたいなと思います。

以上です。

(西田会長) はい、どうもありがとうございます。須藤委員、何かございますか。

(須藤委員) おっしゃるとおりだと思います。

(西田会長) それでは、他にございましたらどうぞ。では、服部委員。

(服部委員) はい、服部でございます。2点ほどあるのですが、全体の趣旨としては、秩序あるドメイン名の維持管理ということで、こういった形はやはり必要だと思います。

一方で、ビジネススペースという観点から考えたときに、IPアドレスに関しては、特にv4についてはアドレスが不足しているのが、民間フェーズで、ビジネスフェーズで取引してよいということが既に行われている。一方でドメイン名に関してはもう使わなくなった場合、ビジネスフェーズで取引してよいかどうか。それに対して国はどう関与するか。それが1点目の質問です。

もう1つは、これはある意味では商標登録と似ていますので、日本では非常に厳しく管理しても、海外でドメイン名が取得された場合に、国際的な紛争といいますか、問題にもなりかねない。それに対して、国はどのように対応するか。

この2点について質問です。

(西田会長) はい、どうもありがとうございます。須藤委員、何かございましたら。

(須藤委員) はい。服部委員のおっしゃるとおり、IPアドレス、特にv4は不足しております。今後、この審議会では扱っておりませんが、内閣官房等で扱われていると思いますけれども、マイナンバー制度に伴ってマイポータル等が動かせるようにな

りますが、この際に、IPアドレスの不足が実際に事務レベルで議論をされているところです。これをどう考えたらよいかということは、今後重要になろうと思います。

グローバルIDではなくて、ローカルでやれないだろうかとか、今ある資源を前提にして、もっとv6等を使っているいろいろやろうとか、様々な議論がされているところで、ここは引き続き、実際の政策においては議論しなければならないだろうと思います。

私はマイナンバー等分科会の委員の1人ですので、総務省が、このドメイン名については、審議会で真剣に検討を重ねているので、内閣官房も総務省と連携をよく取っていただきたいという旨は、事務局には2回ぐらい伝えております。本当に伝えているかどうかは、確認を取っていないのでよく分からないのですけどもとにかく極めて重要です。

それから、商標管理については、これは事務局から、今、私の所見を述べましたけども今の2つ、主に国の関与の仕方だとか商標管理の観点でグローバルなトラブルが発生した場合の国の対応ということについて、事務局からご説明いたします。

(河内データ通信課長) 2点ご質問いただきました。

まず、ドメイン名の取引について、これは特に禁止されておりませんし、国が何か関与するということはありません。

あと、国際的な紛争については、ICANN等の中で紛争処理のシステムがございますので、日本国として何かをするということではなくて、そういう紛争処理システムに委ねているところでございます。

(服部委員) はい、ありがとうございます。

(西田会長) 他にございませんでしょうか。どうぞ、廣崎委員。

(廣崎委員) 廣崎でございます。

今の論点にも関係するのですけども、現在、TLD、トップレベルドメインが日本だけではなくて世界的に急騰している状態で、TLDの方は、実ビジネスのブランド戦略ともかなり関係しているということもあって、新しい時代の国際的な調整が従来以上に必要になると思います。国際的な対応の強化という点では、どういう手を打たれているのかについて、補足で説明していただけるとありがたいと思います。

(西田会長) 須藤委員、何かございますか。

(須藤委員) 事務局よりご説明いたします。

(西田会長) では事務局、お願いします。

(河内データ通信課長) 事務局がお答えいたします。

先ほどもご説明しましたgTLDが数として非常に増えているということでございますが、こういったものを新たに認めるかというような手続をすべてICANNの中で議論しておりますので、日本国政府として何かを設けるということではなくて、ICANNの中で調整をしながら増やしているところでございます。

(西田会長) よろしゅうございますか。

(廣崎委員) はい。

(西田会長) 他に、ご意見等ございませんでしょうか。三尾委員、どうぞ。

(三尾委員) インターネットの普及の経緯からして、自然発生的に生じたドメイン名が存在しているということを知っておりまして、きちんとした登録をしないで同じドメイン名を使っているケースも全くゼロではないということも聞いております。登録する際に調査をして登録をするのですけれども、登録に漏れる形で同じドメイン名を使っていることもあり得るということですので、その辺の管理体制を、国も含めて国際的な協調を持ってきちんとするようにはすべきだと思います。例えば、そのドメイン名が不正アクセス等にならないように、防止も含めて整理していくべきではないかなと思います。

以上です。

(西田会長) 須藤委員、いかがでしょうか。

(須藤委員) はい、おっしゃる点は重要と考えます。今後の政策の具体的なところでは、今のおっしゃった観点を実施したいと思います。

(西田会長) 時間の配分もございますので、本件につきましては、資料33-1-3のとおり答申することとしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。それでは、本案をもちまして答申することといたします。

答申事項

2020年代に向けた情報通信政策の在り方

ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー

(西田会長) 次に、諮問第21号「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」につきまして、審議いたします。

本件につきましては、2020-ICT基盤政策特別部会及び基本政策委員会におきまして精力的に調査・審議していただき、このたび答申案をとりまとめていただきました。

それでは、2020-ICT基盤政策特別部会長でおられます山内委員から、答申案のご説明をお願いいたします。

(山内委員) はい、山内でございます。それでは、2020年代に向けた情報通信政策の在り方について、具体的な内容につきましては、後ほど事務局からご説明いたしますので、私からは概要を説明させていただきます。資料は33-2-1をご覧ください。

まず1ページ目でございます。これは目次になっておりまして、答申の本体は、このような構成でございます。

2ページ目をご覧ください。検討に当たっての基本的な考え方でございます。

本件は、日本再興戦略等を踏まえまして、世界最高水準の I T 社会を実現し、経済活性化あるいは国民生活の向上を図るために、我が国が誇る世界最高レベルの I C T 基盤の更なる維持・発展の在り方について、本年の 2 月に諮問をいただいたものであります。そして、当審議会のもとに新たに設置されました 2 0 2 0 - I C T 基盤政策特別部会において議論をしたものでございます。内容でございますけれども、2 0 2 0 年代に向けた I C T の役割あるいはその動向を踏まえまして、2 0 2 0 年代の我が国にふさわしい I C T 基盤の姿を明らかにし、その上で電気通信事業の在り方について検討を行いました。

検討に当たりまして、この資料にありますとおり、5 つの原則を立てております。この 5 つの原則とは、まず第 1 に公正競争の原則、それから 2 つ目はイノベーションの促進、そして 3 つ目が社会的課題の解決、4 つ目が我が国の魅力の向上・発信、そして 5 つ目が利用者視点ということであります。

それでは、3 ページ目をご覧ください。政策の検討の前提となります 2 0 2 0 年代に向けた情報通信の展望と、その目指すべき姿について、ここでは記述しております。

資料の上側に青い囲みが 2 つございます。まず左側ですけれども、これは 2 0 2 0 年代に向けた I C T の役割となっております。まず 1 番目に経済の活性化・効率化、2 番目に社会的課題の解決、それから 3 番目に便利な社会の実現、4 番目に安心・安全の実現、5 番目に地域の活性化、6 番目にオリンピック・パラリンピック東京大会への対応と、このように様々な役割を担いまして、その重要性がますます高まっていくと考えられるところです。

次に右側の囲みをご覧ください。2 0 2 0 年代に向けた I C T の動向でございます。これは、ネットワークの動向、それから利用の動向、それから利活用、サービス・産業の動向を整理しておりまして、ネットワークの高速化、大量化や移動通信か固定通信かを意識しない利用環境、それから新技術、新サービスによるサービスの裾野の拡大、このようなものが進展すると想定されております。

さて、これらの役割、あるいはその動向を踏まえまして、2 0 2 0 年代に向けまして目指すべき I C T 基盤の姿として 3 点を挙げております。1 番目は、様々な産業において新事業あるいは新サービスの創出ができるような I C T 基盤。2 番目が、活発な競争を通じた世界最高水準の I C T 環境。そして 3 番目が、誰もがより安心して利用できる I C T 環境でございます。

このように、産業も利用者も、両者が自由に安心して使える 2 0 2 0 年代にふさわしい世界最高レベルの I C T 基盤を目指す、としておるところであります。

続いて 4 ページ目をご覧ください。今ご説明を申し上げました目指すべき姿に向け具体的にとるべき政策として、答申案では、大きく 4 つにまとめています。

それでは、これらの詳細につきましては、事務局からご説明いたします。よろしく願います。

(吉田事業政策課長) 事務局でございます。

ただいま山内部会長からご説明いただきましたとおり、新事業・新サービスの創出、活発な競争、安心して利用できる環境という目指すべき姿に対応いたしまして、それぞれ4ページの3、4、5にあるとおり、またそれに加えて、6の適切な行政運営の確保等という形で答申案をとりまとめております。

この同じ資料33-2-1の6ページ以降で、具体的に取るべき政策についてポイントを絞って説明させていただきます。

まず6ページをご覧ください。新事業・新サービスの創出の観点から、移動と固定で1点ずつございます。

1点目として、3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進ですが、これはモバイル分野のイノベーション促進に関するものです。右下の図にありますとおり、支配的事業者であるNTT東西とドコモには、禁止行為規制といいまして、例えば特定の電気通信事業者に対する不当な優先的・不利な取扱いなどを禁止しています。これらの規制の内、NTT東西については、このページの①にあるとおり、引き続き設備シェアが8割を超える状況なので、現行の規律を維持するとされている一方、②にあるとおり、NTTドコモについては、この規制を一部緩和することにより、様々な業種との連携をやりやすくすることを提言いただいております。

7ページをご覧ください。新事業・新サービスの創出の2点目は、3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進です。本年5月に、NTT東西が光アクセス回線の卸売サービスを開始することが発表されました。この点については、特別部会及び基本政策委員会で議論が行われた結果、政策の具体的な方向性にありますとおり、とりまとめられました。

まず、①のとおり、このようなサービス卸の提供は、イノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や光回線の利用率向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取り組みと評価するとしています。一方で、②にありますとおり、公正競争の確保の観点からは、NTT東西が依然として固定通信分野で市場支配力を有していること、協調的寡占とも指摘される移動通信市場の現状や設備競争の重要性を踏まえ、総務省において、次の方向で検討を進めることが適切としています。

具体的には、その下の2つ目の黒丸にありますとおり、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性を含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適切としています。

この点については、特別部会及び基本政策委員会でも、例えば透明性に関して、イノベーションのために卸料金などを公表するのはなじまないのではないかというご意見と、イコールフットリングが重要なので公表すべきというご意見と相当の議論を行った上で、まとめたものとなります。

また、過度のキャッシュバック等により競争が歪められるおそれや、移動通信市場にお

ける禁止行為規制の適用事業者が、F T T Hサービスと自らの移動通信サービスのセット割引を、正当な理由なく排他的に組み合わせ提供することについて留意し、必要に応じて適切な措置を検討することが適当としています。

8ページをご覧ください。公正競争の徹底についてです。

まず4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展への対応ですが、右下の図にありますとおり、主要事業者のグループ化が進展し協調的寡占の色彩が強い状況であり、また各グループ内で電波利用の連携が進展しているとしています。従来の競争政策は、個社単位に着目して規律してきましたが、このような流れの中で、規律の内容によってはグループ単位にも着目した方が合理的と考えられるので、このような内容を検討することが適当としています。

9ページをご覧ください。9ページは移動通信サービスの、10ページは固定ブロードバンドサービス等の競争政策についてです。

まず9ページの4. 2 政策の具体的方向性にありますとおり、MVNO、このMVNOとはMobile Virtual Network Operatorの略語であり、移動通信キャリアから回線を借りてサービスを提供している事業者で、例えば新聞などで「格安スマホ」と呼ばれるサービスを提供している事業者のことで、そのMVNOがキャリアのネットワークを使いやすくすることや、②多額の販売奨励金等の適正化やSIMロック解除の推進などが盛り込まれています。

10ページをご覧ください。4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進ですが、①加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、本審議会接続政策委員会において、より専門的な知見に基づく検討に着手することが適当であることなどが盛り込まれています。

11ページをご覧ください。5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備に関しましては、新美委員に座長をしていただいている「ICTサービス安心・安全研究会」の報告書を踏まえ、①契約時の書面の交付義務等の制度化、②の2) 初期契約解除ルールの導入、③再勧誘の禁止や代理店監督の制度化などを提言しています。これらの内、初期契約解除ルールは、契約が複雑であり、実際に利用しないと品質を十分に把握できないといった電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、契約当初における解約を可能とする制度を導入しようとするものであり、制度化に当たり対象となる具体的サービスは、引き続き総務省において検討することとしています。

12ページをご覧ください。5. 2. ICT基盤の整備促進による地方の創生につきましては、①携帯電話や超高速ブロードバンドの未整備地域について、引き続き解消を進めていくこと。1つ飛びまして③ユニバーサルサービス制度については、未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて見直しの検討を行うことが適当などの点が盛り込まれています。

13ページをご覧ください。5.3. 訪日外国人にとっても利用しやすい環境については、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据え、本年6月にSAQ² Japan Projectを総務省においてとりまとめましたが、それに沿って、例えば無料Wi-Fiの整備促進と利用円滑化などに取り組むこととしています。

14ページをご覧ください。適切な行政運営の確保等は、市場の環境変化に対応した行政を行うため、これまで以上にPDCAサイクルを機能させる必要があること等を盛り込んでいます。

具体的な政策の説明は、以上でございます。なお、今月11日の特別部会において審議いただいた答申案から、数字のアップデート等を行っています。

よろしくご審議のほどを、お願い申し上げます。

(西田会長) はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からご意見、ご質問をいただければと思います。鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員) 全体としては、大変適切な答申がまとまったのではないかと考えます。

まず1点ですが、社会的課題の解決ということで、概要となる資料33-2-1には具体的にはないのですが、厚い方の資料33-2-2の8ページのところに関しまして、東日本大震災から3年9か月余が経過しての発言でございます。被災地に住む者として、やはりこれからも予想される非常に大規模な災害に対して強靱なICTを作ると、資料33-2-2の8ページにはございますけれども、概要の方がないというのが、ちょっと気にかかるのかなと思います。震災の後にと申し上げましたけれども、エネルギーや食料の物流が人体の血液の流れであるならば、ICTは人間の神経系に当たるもので、やはり強靱な国土ということを考えると、さらに整備していくことが必要だと思うのです。しかしながら、こちらの方は、いわゆる最先端のICTというよりも、今ある技術をきちんと汗とお金をかけて組み立てるというところに非常に大きな手間がかかりますので、民間事業者だけではなく国の役割は非常に重要なかなと思います。

あと大変細かいことですが、SIMロックの解除という方向が打ち出されていることを、私は大変歓迎いたします。これによって、通信端末機器の価値とサービスの価値が分離できるということで、通信端末機器が非常に高い価値を持つことを示せますし、またそれが将来のICTを担う、支える若者に、よい影響を与えてくれるのではないかと考えて、非常に強く支持したいと思います。

以上でございます。

(西田会長) はい、ありがとうございます。では山内委員、これについて何かございますか。

(山内委員) はい。2点目について、ありがとうございます。

1点目につきましては、事務局と相談の上、特にこういった説明の折に、十分に検証したいと思います。どうもありがとうございます。

(西田会長) では、近藤委員。

(近藤委員) はい。今の鈴木委員のご意見に大賛成いたします。特に9ページのところなのですけれども、MVNOで格安の端末を使っている方、ここにいらっしゃるのでしょうか。

私は今、中国と台湾のメーカー3社のものをお預かりして、いろいろ研究しているのですけれども、SIMカードにはNTTドコモと書いてあります。これだと、利用者は、これはドコモのサービスなのだと思います。多分、お問い合わせもたくさんドコモに行っているのではないかと心配しております。来年はMVNOサービスがすごく普及するのではないかと考えているのですが、MVNOという言葉はとても難しいので、何か工夫をしていただいて、利用者が混乱しないようにしていただくのがよいのではないかと思います。

それから、12ページのユニバーサルサービスのところで、日本はユニバーサルサービスというと、ずっと地域間で格差のないようにというご配慮をいただいた政策が進んでいますが、諸外国では、障害のあるなし、あるいは貧富の格差というのもユニバーサルサービスの対象にします。特に今年、障害者条約に批准いたしましたので、ぜひこうした中に、耳の聞こえない人は電話を使えないということをもう一度思い出していただいて、今年、字幕がCMにもついていたのは素晴らしいと思いますので、そういった政策面のご配慮をさらに、推進していただけたらと願っております。

以上です。

(西田会長) それでは、ただいまの点につきまして、山内委員。

(山内委員) 2点目については、コメントとして非常に有益だと思いますので、考えさせていただきます。

1点目につきましてもおっしゃるとおりで、MVNOが何かを分かる人は少ないと思います。これから何かいいネーミングを考えた方がいいと私も思っておりますし、総務省にも努力をしていただきたいと思います。

(近藤委員) よろしく申し上げます。私も考えます。

(西田会長) では、服部委員、どうぞ。

(服部委員) はい、服部でございます。ICTに関して活性化を図り、産業をより今後高めていくという意味で大変重要なテーマだと思います。ただ、2020年代ということに、こういうタイトルにしてはややまだ現状の改革程度ということで、ぜひ2020年、最終的には数年ごとに見直すとありますけど、市場の状況に応じて適宜見直すことが、まず必要だと思います。

質問ですけど、先ほど6ページで市場支配的な事業者に対する禁止行為ということで、具体的にはNTT東西とNTTドコモが挙げられていました。一方8ページを見ますと、現在の契約のシェアが非常に近づいてきています。特にドコモは4割以下になっていきますし、ソフトバンクが3割を超えています。グループで見した場合の周波数についても、

ドコモの市場支配力は、今までと比べればかなり均等になっている状況だと思います。そういう意味で、どういう状況になれば、この禁止行為というのが3社完全に対等になるのか、そのお考えを1つお聞かせいただきたいと思います。

それと2点目は、禁止行為の見直しについてです。事業を活性化する上で大変結構なことだと思いますけれども、その中で、2) 不当な優先取扱い等の禁止、そこに自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱いの禁止とありますが、この自己の関係事業者という用語がどういう意味なのかがやや不明瞭だと思います。例えば、ビジネスをやる上では当然資本を投下するとか、あるいはベンチャービジネスを共同でやるとか、そういう意味で関係を強めていく。その中で取引を行うといえますか、事業のスキームを作っていくことが、ビジネスでは当然だと思います。ですから、不当でなければいいのか、自己の関係事業者に対する不当な優先という点について、もう少しご説明いただきたいと思います。「不当な優先的取扱い」という言い方でも十分ではないかなと思いますけれども、この趣旨がちょっと不明瞭ですので、2点目の質問です。

それから3点目は、光に関して、光卸を認めていくということは、新しい時代に対応する結構な取り組みだと思いますけれども、仕入れる側について、イコールフットィングというのは、今回、この規制の対象となっているかどうか、これについてお聞かせください。

(西田会長) なるべく簡潔にお願いできますか。

(服部委員) はい、以上です。

(西田会長) 山内委員、何かございましたら。

(山内委員) ありがとうございます。ご指摘の3点とも、部会及び委員会で議論になったところでございまして、事務局からお答えいただきたいと思います。

(吉田事業政策課長) はい。事務局でございまして。

まず1点目のドコモの市場支配的な事業者の部分ですが、市場支配力としては確かにシェアが近接してしまっていて、ドコモの市場支配力というのは下がってきているということは、議論の中にも出てきたところでございます。したがって、一定程度、禁止行為規制を緩和しても、市場の競争に悪い影響を与えないのではないかということから、今回の提言に至ったと理解しております。

ただ一方で、2番目の質問とも関係しますけれども、典型的には、NTTグループ内の連携によりまして、例えば市場支配力を持つ者同士などが連携することによって、競争に悪影響を与える可能性は、まだ否定はできません。その部分については、一気に緩和するのではなく、ひとまず段階的にということでございます。

引き続き、冒頭おっしゃいましたとおり、2020年代まで議論の範囲としては入っておりますが、最後にございまして、当然、市場の動向を踏まえて、また適時見直しということも提言いただいておりますので、そういう中できちんと、引き続き議論をいただきつつ、見直しを行っていきたく思っております。

光卸の仕入れる側につきましては、7ページをご覧ください。7ページの一番後にございますとおり、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、F T T Hサービスと自らの移動通信サービスのセット割引を、正当な理由なく排他的に組み合わせて提供することは、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供と実質的に同様の行為であると考えられます。これは、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者というのはN T T ドコモのことですが、N T T 東西からの光卸を受けて、正当な理由なく排他的に組み合わせることについての問題意識を盛り込んでおります。

(服部委員) はい、分かりました。趣旨が生かされることを期待します。

(西田会長) 他にはございますでしょうか。どうぞ、前田委員。

(前田委員) 13ページの無線のW i - F i の整備は、大変重要だと思うのですけれども、総務省で無線L A Nの研究会を組織していただいて、ガイドライン等も出しておりますので、単に野放図に各社が設備を打っていくということではなくて、最終的にエンドユーザーが利用しやすいような形で、技術的にも精査して進めていただきたいというのが1つです。

それから、もう1つ、先ほどから出ている公平性の話ですが、今回と申しますか、今までもそうだと思うのですけれども、事業者間の競争が視点にあるようなのですけど、最終的にそれでエンドユーザーが利用しやすくなっているのかとか、そこに差異がないのかとか、そういう視点でもご検討いただければと思います。

以上です。

(西田会長) はい、他にございますでしょうか。はい、廣崎委員、簡潔にお願いします。

(廣崎委員) ちょっと時間が迫っているみたいなので、簡潔にしたいと思います。全体的に相当思い切った緩和の方向ということで大いに期待しているのですが、先ほど議論になりましたMVNOで、1点コメントさせていただきたいと思っております。

言うまでもないのですが、これからの知識社会と申しますか情報社会の産業基盤として、ワイヤレスのネットワークの果たす役割は非常に大きくなりつつあるのですけれども、そういった意味で、MVNOをできれば国際的にトップレベルの普及、発展をさせるように、もっともっと自由度を増やす方向でご検討いただいたらどうかという目で見えておりました。例えば、H L R / H S S の保有を自由化するとか、携帯電話番号をMVNOへ直接割り当てるといった、相当踏み込んだご議論もあるようですので、ぜひ今後、積極的に取り入れていただきたいと思います。

ただ1点気になっていることで質問させていただきたいのは、国際的に比較した場合に、私の記憶では、確かアメリカは既にMVNOが移動通信市場全体の契約数に占める割合は10%を超えています。そういう国際比較で言うと、日本が残念ながら半分で止まっているといったこともございますので、ぜひ今申し上げたような、より突っ込んだ緩和と、それから環境の整備、これをお願いしたいと思っております。

以上です。

(西田会長) 事務局から、何かございますか。

(吉田事業政策課長) 国際的に見ましても、日本のMVNOの、いわゆるMNO以外のMVNOと言っておりますが、それで大体、移動通信市場における契約数全体の5%ぐらいでございます。欧米においては十数%ということがございますので、総務大臣からもモバイル創生プランを発表いたしまして、そういうサービスをもっと遂行していこうとなっております。この答申も踏まえまして、しっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、またご指導をよろしく願います。

(西田会長) はい。ちょっと時間も詰まっております、本件につきましては、資料3-2-3のとおり答申することとしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございませうでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本案をもって答申することといたします。

それでは、ここで報道関係者が入室いたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、本日とりまとめました2件の答申を、高市大臣にお渡しすることといたします。平成25年10月1日付け諮問第20号「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」及び平成26年2月3日付け諮問第21号「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」につきましては、審議の結果、別添のとおり答申いたします。

(答申書手交)

(高市総務大臣) 誠にありがとうございます。皆様本当にありがとうございました。

(西田会長) それでは、ただいまの答申に対しまして、高市大臣からご発言いただけることですので、よろしく願います。

(高市総務大臣) 皆様には日ごろより情報通信行政に各段のご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ただいま答申をいただきました「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」及び「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」につきましては、西田会長そして須藤情報通信政策部会長、山内2020-ICT基盤政策特別部会長はじめ委員の皆様におかれまして、濃密なご審議を経て本日とりまとめていただきましたこと、大変ありがたく存じます。

ドメイン名に関する情報通信政策の在り方につきましては、我が国の社会経済インフラとなっているインターネットの利用を行う上での基盤でございますドメイン名について、その信頼性、透明性の担保の在り方を、情報通信政策部会及びドメイン名政策委員会において大変真摯にご議論いただいたものと認識しております。今後、総務省におきまし

では、委員の皆様にご提案いただいた内容を踏まえまして、ドメイン名の規律の在り方の検討を進め、迅速に結論を得たいと考えております。

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」につきましては、我が国が誇るICT基盤の更なる発展に向けた制度の見直しについてのご提言であり、極めて重要なものと考えております。ご提言に当たっては、2020－ICT基盤政策特別部会及び基本政策委員会を計21回、集中的に開催していただきました。その皆様の熱意にしっかりとお答えするべく、政策として着実に推進し、2020年代にふさわしいICT基盤の実現に邁進していく所存でございます。

また、早々で恐縮ではございますが、我が国のICT分野におけるイノベーションの実現等を目指し、平成28年度からの次期科学技術基本計画、NICTの次期中長期目標の策定に資するとともに、国やNICTなどによる研究開発の着実な推進を図るために、今後5年間の新たな情報通信技術戦略の在り方について諮問をさせていただきたくお伺いしております。我が国が超高齢化社会を迎えまして、国際的な経済競争が厳しくなる中で、新たな技術シーズにより市場と雇用を創出していくということが不可欠でございます。本件につきましても、これまでと同様、精力的なご議論を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様方におかれましては、引き続き、情報通信行政への一層のご協力とご指導をよろしくお願い申し上げます。またご健康とますますのご活躍をお祈り申し上げます。感謝の気持ちを込めてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

(西田会長) ありがとうございます。

高市大臣は、公務のため、ここで退出されます。高市大臣、誠にありがとうございました。

(高市総務大臣) 本当にありがとうございました。

議決事項

特別部会の廃止について

(西田会長) 続きまして、2020－ICT基盤政策特別部会の廃止につきまして、事務局から説明をお願いします。

(巻口戦略局参事官) 事務局でございます。特別部会の廃止について、ご説明申し上げます。資料33－3をご覧ください。

本日ご審議いただきました平成26年2月3日付け諮問第21号「2020年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて

一」につきましては、先ほどの審議をもちまして２０２０－ＩＣＴ基盤政策特別部会の役割が終了いたしましたので、当該特別部会を廃止することをご提案申し上げます。

当該特別部会につきましては、資料の２ページに参考として付けております情報通信審議会決定第１４号により設置されておりましたので、これを資料の１ページ目の案により、廃止するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

(西田会長) はい、ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からご意見がございましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。

それでは、ただいまのご説明のとおり、諮問事項の調査審議終了のため、資料３３－３のとおり、２０２０－ＩＣＴ基盤政策特別部会を廃止することといたします。

諮問事項

新たな情報通信技術戦略の在り方

(西田会長) では次に、諮問第２２号「新たな情報通信技術戦略の在り方」について、総務省からご説明をお願いいたします。

(野崎技術政策課長) 資料は３３－４－１と３３－４－２でございます。諮問書は３３－４－１でございますが、パワーポイントの３３－４－２の方でご説明させていただきます。

資料３３－４－２の２ページ目をご覧ください。諮問理由の冒頭にもありますように、我が国が超高齢化社会を迎え国際的な経済競争が厳しくなる中で、経済を再生してさらに発展させていくためには、経済社会全般の基盤であるとともに、今後とも重要な産業であるＩＣＴ分野が力強く成長し、市場と雇用を生み出していく必要がございます。

１ページ目の１．背景のところがございますように、このような中で、内閣総理大臣を議長とする総合科学技術・イノベーション会議において、平成２８年度から５年間の科学技術振興に係る重点施策につきまして、次期科学技術基本計画の検討が開始されております。また、背景の２つ目のところですが、独立行政法人通則法の改正によりまして、来年４月から、総務省所管の独立行政法人情報通信研究機構、ＮＩＣＴをはじめ研究開発を行う独立行政法人は、研究開発成果の最大化を目的とした新たな国立研究開発法人に移行する予定でございます。このため、このような科学技術基本計画へＩＣＴ分野についてしっかり提案していく、また、新法人制度への移行に際して新たな体制整備とＮＩＣＴの平成２８年度からの次期中長期目標の策定に向けた検討が必要になっております。

このような背景を踏まえまして、1 ページ目の2. 検討の方向にありますように、現在、本年6月に情報通信審議会から答申をいただきましたイノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方に基づきまして、我が国発のイノベーション創出を実現するために、具体的な取り組みを進めているところでございますが、さらにイノベーションのシーズを生み出すための未来への投資として、国やN I C Tの基礎的・基盤的な研究開発をしっかりと推進していく必要がございます。

このため、右の方ですが、今回、情報通信審議会に新規諮問をさせていただき、平成28年度からの5年間を目途とした新たな情報通信技術戦略の在り方について検討いただきたいというものでございます。具体的には、国やN I C T等による研究開発、成果展開、産学官の連携等の推進方策及び重点研究開発分野・課題を検討していただきたいと考えております。

答申を希望する時期は、来年7月をめどとして考えております。

また、答申を踏まえた対応としましては、平成28年度からの研究開発施策を推進していくとともに、N I C Tの第4期中長期目標の策定、総合科学技術・イノベーション会議で審議されている第5期科学技術基本計画の検討に対応していくことを考えております。

3 ページ目の参考2をご覧ください。これはご参考までに、N I C Tの現在の中期目標・計画における研究開発領域を示したものでございます。具体的には4つの大きな領域に分かれておりまして、1番目がネットワーク基盤技術、これは例えばオール光ネットワークやサイバー攻撃への対策・解析についてです。2番目がユニバーサルコミュニケーション基盤技術、これは、多言語翻訳や超臨場感通信などの新しい通信技術についてです。3番目が未来I C T基盤技術ということで、脳情報を使った新しい通信、量子通信の実現に向けた研究開発についてです。4番目としまして、電磁波センシング基盤技術ということで、電磁波を活用しまして夜間でも撮影できる電波レーダーによる噴火時の火口の解析、あるいはフェーズドアレイ気象レーダーによるゲリラ豪雨の事前の予測・観測についてです。

(西田会長) はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からご意見、ご質問を賜りたいと思います。どうぞ、鈴木委員。

(鈴木委員) 先ほどの2020年代に向けた情報通信政策の在り方という形で、ここしばらくの間を規定するものを答申できた中で、こういった諮問をいただいたこと、極めて適時適切と強く感じます。

先ほどと一部かぶりますけれども、情報のスピードも量も圧倒的に拡大している中、今後は、情報の質が非常に問われる時代に入っていく、もしくは既に入っていると思います。ますますその傾向は強まると思います。

例えば耐災害技術にいたしましても、ある日、誰か元気ですか、鈴木陽一は元気ですか

という問いに対して、元気であると答えるのはシャノンの情報量からすれば1ビットですが、それを知らなかった人にとっては極めて極めて高い価値を持つ。例えばそんなことも1つの例だと思います。

また、先ほども、3ページ目の参考2にある4つの技術、取り分けユニバーサルコミュニケーションの多言語翻訳にしても超臨場感などは、ジャパंकールなコンテンツを世界に打って出するために非常に重要だと思います。また、脳と通信を結びつけるこの3の技術も、質を上げる点で非常に重要なことだと思います。そのところを、先ほど申し上げました耐災害ということも含めて、ぜひ強力で打ち出せるような、そんな戦略ができるといいと思います。

もう1点、それを強力で担い、ここにもありますように研究開発成果の最大化を目的として、これから活動をさらに進めていかなければならないN I C Tについて1つ気になっていることがございます。それは、有期雇用の方が非常に増えているという中で、技術や技能を、研究の能力を、世代継承していく体制がきちんとできているのか。重要なこの分野の研究の担い手であるN I C Tというところの在り方について検討が必要ではないか。ぜひ世代を継承して、いつまでも日本がI C Tの分野で元気な技術開発、研究開発の先導者でありたい、そういう気持ちがございます。

以上でございます。

(西田会長) はい、ありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか。どうぞ、近藤委員。

(近藤委員) 皆さん、ユニバーサルコミュニケーション、V o i c e T r aを使ったことのある方、使っている方は、いらっしゃいますか。

A n d r o i dでもi O Sでも使えるようになったので、私たちはこの半年ぐらい、普及・啓発のためお節介を焼いているのですけども、韓国語と中国語はすごく上手で、英語が一番まいちだという感じがしております。でも逆に、まいちのところは勉強になっていいかなとも思ったりするのですが、英語をもうちょっと頑張っていただけるといいなと思います。

以上です。

(須藤委員) 今の関係で申し上げます。

昨日、グローバルコミュニケーション推進協議会が発足いたしまして、N I C Tの坂内理事長とともに、私とそのコンソーシアムの会長に指名されました。坂内理事長は副会長ということで、あとパナソニックとN T Tにも副会長に就任いただきました。

昨日もデモンストレーションがあったのですが、まだ発展途上ですので、これはN I C Tも私もそれを強調しておりますけれども、これからマシンラーニングとって、いっぱい使っていてデータを入れて統計的処理をして、次の言葉は何が来るかと予測しながらコンピューターが動きますので、無料ですのでどんどん使っていただければ、データが入れば入るほど学習して判断力がよくなりますので、ぜひ委員の皆様に使

っていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

東京オリンピックでは、ものすごい成果を収めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(西田会長) 他にございますでしょうか。

では、特にございませぬようでしたら、ただいまの説明を了承し、本件諮問の審議を進めることといたします。

本件諮問につきましては、情報通信技術の政策に関する審議が中心となろうかと存じますので、情報通信技術分科会において審議を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

報告事項

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

(西田会長) それでは次に、分科会・各部会の活動状況につきまして、事務局からお願いいたします。

(巻口戦略局参事官) はい。情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について、ご説明申し上げます。資料は33-5をご覧ください。

本件は、情報通信審議会議事規則第10条第6項及び第11条第11項に基づき、前回6月27日に開催されました情報通信審議会 総会以降に開催された情報通信技術分科会及び各部会において審議された内容について、ご報告申し上げます。

お時間の関係もございませぬので、内容の詳細については、後ほど資料をご覧くださいということに割愛させていただきますが、この期間内に、情報通信技術分科会においては4件の一部答申が、電気通信事業政策部会においては1件の最終答申が、郵政政策部会においては1件の中間答申が出されております。

以上、ご報告申し上げます。

(西田会長) はい、ありがとうございます。

閉 会

(西田会長) 以上で、本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様から、何か特にございますでしょうか。また、事務局からも、何か特にございましたら、どうぞ。

(事務局 巻口戦略局参事官) 特段ございません。

(西田会長) それでは、次回の日程につきましては別途調整させていただき、事務局から連絡させていただきます。

それでは、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。